

# 社会福祉法人仁生社 高砂居宅介護支援事業所

## 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条1 この規程は、社会福祉法人仁生社が開設する高砂居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条1 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図るとともに、地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受け入れる等、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高砂居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 東京都葛飾区高砂3-26-10

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条1 当事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 4名（常勤職員、うち管理者と兼務1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (3) 事務職員 1名（非常勤職員、訪問看護事務と兼務）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条1 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。但し土曜日は午前9時から正午までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、標準方式を用いる。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

(3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しないこととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条1 通常の事業の実施地域は、葛飾区、江戸川区とする。

(相談・苦情対応)

第8条1 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

(事故処理)

第9条1 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡および報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものである。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施する。
  - (2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するために担当者は管理者もしくは管理者から推薦されたものとし、当該者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するため」の担当者としなします。
  - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。
  - (4) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
  - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条1 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仁生社と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日より施行する。  
この規程は、平成30年4月1日より改正する。  
この規程は、令和3年4月1日より改正する。  
この規程は、令和4年12月1日より改正する。  
この規程は、令和6年4月1日より改正する。